

とちぎ広域消防事務組合消防手数料条例

〔平成28年2月26日〕
〔条例第7号〕

改正 平成30年条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、特定の者のためにする事務に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び金額)

第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表に定めるとおりとする。

(徴収の時期)

第3条 手数料の徴収は、手数料を徴収する事務についての申請のあった際に行う。

2 既に納付した手数料は、申請者が申請事項を変更し、又は取り消すことがあってもこれを還付しない。ただし、組合長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(免除)

第4条 組合長は、必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(過料)

第5条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第6条 この条例に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則（平成28年2月26日）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、帯広市手数料条例（平成12年帯広市条例第7号）、北十勝消防事務組合手数料条例（平成12年北十勝消防事務組合条例第2号）、西十勝消防組合手数料徴収条例（平成12年西十勝消防組合条例第1号）、南十勝消防事務組合手数料条例（平成12年南十勝消防事務組合条例第5号）、東十勝消防事務組合手数料条例（平成12年東十勝消防事務組合条

例第3号)及び池北三町行政事務組合手数料徴収条例(昭和46年池北三町行政事務組合条例第33号)の規定により課した、又は課すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年2月28日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事 務	区 分		金 額	
1 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認申請			5,400円	
2 消防法第11条第1項前段の設置の許可申請	製造所		指定数量の倍数（消防法第11条の4第1項に規定する指定数量の倍数をいう。以下この表において同じ。）が10以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
	貯蔵所 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下この表において「危険物令」という。）第2条第1号に規定する屋内貯蔵所		指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が100	52,000円

	を超え200以下のもの	
	指定数量の倍数が200 を超えるもの	66,000円
危険物令第2条第2号に 規定する屋外タンク貯蔵 所（以下この表において	指定数量の倍数が100 以下のもの	20,000円
「屋外タンク貯蔵所」とい う。）（危険物令第8条の	指定数量の倍数が100 を超え10000以下のもの	26,000円
2の3第3項に規定する 特定屋外タンク貯蔵所（以 下この表において「特定屋 外タンク貯蔵所」とい う。）、危険物令第11条第		
1項第3号の3に規定す る準特定屋外タンク貯蔵 所（以下この表において	指定数量の倍数が 10000を超えるもの	39,000円
「準特定屋外タンク貯蔵 所」という。）及び危険物 令第8条の2第3項第1		
号に規定する岩盤タンク （以下この表において「岩 盤タンク」という。）に係 るものを除く。）		
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く。）		570,000円
特定屋外タンク貯蔵所（浮 き屋根を有する特定屋外 貯蔵タンクのうち危険物 の規制に関する規則（昭和	危険物の貯蔵最大数量 が千キロリットル以上 5千キロリットル未満 のもの	880,000円
34年総理府令第55号。以下 この表において「危険物規 則」という。）第20条の4	危険物の貯蔵最大数量 が5千キロリットル以 上1万キロリットル未	1,070,000円

第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この表において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この表において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,200,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,520,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,780,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,070,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,340,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,490,000円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	1,180,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,410,000円

	危険物の貯蔵最大数量 が1万キロリットル以 上5万キロリットル未 満のもの	1,580,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以 上10万キロリットル未 満のもの	1,940,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が10万キロリットル以 上20万キロリットル未 満のもの	2,260,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が20万キロリットル以 上30万キロリットル未 満のもの	4,550,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が30万キロリットル以 上40万キロリットル未 満のもの	5,820,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上のもの	7,070,000円
岩盤タンクに係る屋外タ ンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル未 満のもの	5,930,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上50万キロリットル未 満のもの	7,470,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が50万キロリットル以	10,900,000円

	上のもの	
	危険物令第2条第3号に規定する屋内タンク貯蔵所	26,000円
	危険物令第2条第4号に規定する地下タンク貯蔵所	26,000円
	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000円
	指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000円
	危険物令第2条第5号に規定する簡易タンク貯蔵所	13,000円
	危険物令第2条第6号に規定する移動タンク貯蔵所（危険物令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所及び危険物令第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。）	26,000円
	危険物令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所又は危険物令第15条第3項の移動タンク貯蔵所	39,000円
	危険物令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所	13,000円
取扱所	危険物令第3条第1号に規定する給油取扱所（危険物令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所を除く。）	52,000円
	危険物令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所	66,000円
	危険物令第3条第2号イに規定する第1種販売取扱所	26,000円
	危険物令第3条第2号ロに規定する第2種販売取扱所	33,000円
	危険物令第3条第3号に規定する移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。）

		以下この表において同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	
		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	87,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
	危険物令第3条第4号に規定する一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円

		指定数量の倍数が100 を超え200以下のもの	77,000円
		指定数量の倍数が200 を超えるもの	92,000円
3 消防法第11 条第1項後段 の規定による 変更の許可申 請			2の項の手数料の区 分(特定屋外タンク貯 蔵所及び準特定屋外 タンク貯蔵所(岩盤タ ンクに係る屋外タン ク貯蔵所を除く。)に あつては、屋外貯蔵タ ンクのタンク本体並 びに基礎及び地盤(地 中タンク(危険物規則 第4条第3項第4号 に規定する地中タン クをいう。)に係る特 定屋外タンク貯蔵所 及び準特定屋外タン ク貯蔵所にあつては タンク本体及び地盤、 海上タンク(危険物規 則第3条第2項第1 号に規定する海上タ ンクをいう。)に係る 特定屋外タンク貯蔵 所及び準特定屋外タ ンク貯蔵所にあつて はタンク本体及び定 置設備(危険物規則第 4条第3項第6号の 2に規定する定置設

備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可申請の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可申請の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2

項第1号に規定する
新基準（以下この項に
おいて「6年新基準」
という。）に適合する
こととなった場合に
あつては、当該適合す
ることとなった日）ま
でに行われた変更の
許可申請（当該旧基準
の特定屋外タンク貯
蔵所の構造及び設備
を6年新基準に適合
させるためのもの並
びに浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所の
浮き屋根に係るもの
を除く。）の場合又は
危険物の規制に関す
る政令の一部を改正
する政令（平成11年政
令第3号。以下この項
において「11年政令」
という。）附則第2項
に規定する旧基準の
準特定屋外タンク貯
蔵所（以下この項にお
いて「旧基準の準特定
屋外タンク貯蔵所」と
いう。）にあつては、
同項各号に掲げる旧
基準の準特定屋外タ
ンク貯蔵所の区分に

		<p> 応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準（以下この項において「11年新基準」という。）に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までに行われた変更の許可申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。）の場合には、屋外タンク貯蔵所とみなして当該区分）に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額 </p>
<p> 4 消防法第11条第5項の規定による完成検査 </p>	<p> 消防法第11条第1項前段の設置の許可に係る完成検査 </p>	<p> 2の項の手数料の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タン </p>

			ク貯蔵所にあつては、 屋外タンク貯蔵所と みなして当該区分)に 従い、それぞれ当該手 数料の額の2分の1 の額	
	消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可に係る 完成検査		2の項の手数料の区 分(特定屋外タンク貯 蔵所、準特定屋外タン ク貯蔵所又は岩盤タ ンクに係る屋外タン ク貯蔵所にあつては、 屋外タンク貯蔵所と みなして当該区分)に 従い、それぞれ当該手 数料の額の4分の1 の額	
5	消防法第11 条第5項ただ し書の規定に よる仮使用の 承認申請		5,400円	
6	設置の許可 に係る消防法 第11条の2第 1項の規定に よる検査	危険物令第8条の2第5項に規 定する水張検査(以下この表にお いて「水張検査」という。)	容量1万リットル以下 のタンク	6,000円
			容量1万リットルを超 え100万リットル以下 のタンク	11,000円
			容量100万リットルを 超え200万リットル以 下のタンク	15,000円
			容量200万リットルを 超えるタンク	15,000円に100万リッ トル又は100万リット

		ルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
危険物令第8条の2第5項に規定する水圧検査（以下この表において「水圧検査」という。）	容量600リットル以下のタンク	6,000円
	容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	11,000円
	容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	15,000円
	容量2万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
危険物令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査（以下この表において「基礎・地盤検査」という。）	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000円
	危険物の貯蔵最大数量	960,000円

	が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円
危険物令第8条の2第5項に規定する溶接部検査（以下この表において「溶接部検査」という。）	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	530,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	680,000円

	蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000円
危険物令第8条の2第5項の岩盤タンク検査（以下この表において	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未	9,320,000円

	て「岩盤タンク検査」という。)	満の屋外タンク貯蔵所	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	12,600,000円
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	17,300,000円
7 変更の許可に係る消防法第11条の2第1項後段の規定による検査	水張検査		6の項の手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料と同一の額
	水圧検査		6の項の手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料と同一の額
	基礎・地盤検査		6の項の手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の2分の1の額
	溶接部検査		6の項の手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の2分の1の額
	岩盤タンク検査		6の項の手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の2分の1の額
8 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係るものを除く。)	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	320,000円

安に関する検査	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	460,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	750,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,020,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,300,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	3,150,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	3,870,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	4,460,000円	
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	2,690,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以	3,230,000円

		上50万キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	4,830,000円
	移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	70,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額

備考 この表の右欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。